

三好ジオパークロゴマーク使用規程

(目的)

第1条 この規程は、三好ジオパークロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用に関し、必要な事項を定め、ロゴマークの使用により三好ジオパークの普及啓発を図ることを目的とする。

(取り扱いの原則)

第2条 ロゴマークは、三好ジオパークを象徴するものであり、その使用にあたっては、この規程を遵守し、その意義を損なわないよう適切に取り扱わなければならない。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークの図柄は三好ジオパークロゴマークデザインマニュアル（以下「デザインマニュアル」という。）に定めるものとする。

(著作権)

第4条 ロゴマークに関する著作権は、三好ジオパーク推進協議会（以下「協議会」という。）に帰属するものとする。

(使用対象者)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合を除き、規程に沿った手続きを行う者がロゴマークを使用することができる。

- (1) 三好ジオパークの趣旨に反し、または反するおそれがある場合
- (2) 自己の商標若しくは意匠とするなど独占的に使用し、または使用するおそれがある場合
- (3) 法令または公序良俗に反し、または反するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、政党および宗教団体を支援し、または公認していると誤解を与え、または与えるおそれがある場合
- (5) その他、協議会会長がロゴマークの使用について著しく不相当と認めた場合

(使用料)

第6条 ロゴマークの使用については無料とする。

(使用承認の申請)

第7条 ロゴマークの使用を希望する者（以下「使用者」という。）はあらかじめ「三好ジオパークロゴマーク使用申請書（様式第1号）」に必要な書類を添付して協議会会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、ロゴマークの使用する旨の報告をもって代えることができる。

- (1) 国又は地方公共団体が公用の目的で使用する場合
- (2) 報道機関が報道または広報の目的で使用する場合
- (3) 協議会会員・顧問及び協力機関
- (4) 三好ジオパークとパートナーシップ協定を締結している事業者又は団体

(5) その他協議会が特に認める団体

2 協議会会長は、前項の規定に基づく申請を受け付け、その内容を審査し、ロゴマークの使用申請を承認することが適当であると認めた場合には、「三好ジオパークロゴマーク使用承認書（様式第2号）」を交付するものとする。

(完成品の提出)

第8条 使用者はロゴマークを使用したものが完成した場合は、ただちに協議会へ完成品を一部提出するものとする。ただし、完成品の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用上の遵守事項)

第9条 ロゴマークの使用者はデザインマニュアルの事項を遵守しなければならない。

(承認内容の変更)

第10条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ「三好ジオパークロゴマーク使用用途変更申請書（様式第3号）」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の申請を承認する場合は、申請者に対し、「三好ジオパークロゴマーク使用用途変更承認書（様式第4号）」を交付するものとする。

(違反等に対する取扱い)

第11条 会長は、使用者が第2条及び第9条に定める事項を遵守しなかったときは、ロゴマークの使

用について申請時に遡って承認を取り消すことができる。使用者は、承認の取り消し処分にただちに従い、ロゴマークの使用に関して発生する一切の責任は、ロゴマークの使用者によるものとし、協議会はその責を負わないものとする。

(使用の禁止)

第12条 使用承認後にこの規程に反する事実が判明したときは、使用を禁止することとし、使用者に損害が生じても協議会はその責を負わない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほかロゴマークの使用に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規程は2024（令和6）年4月1日から施行する。

附則

この規程は2024（令和6）年12月1日から施行する。